

第17期 第41回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和5年9月27日(水) 午後4時5分～午後4時35分

2 場 所: 豊見城市役所 5階多目的室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

班 長: 宇地原 健 主任主事: 長嶺 文斗

6 議事録署名委員

8番 瀬長 輝男 委員 ・ 2番 上原 啓一 委員

7 付議すべき案件

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 報告第 232 号 | 農地転用後の利用状況の報告について |
| 報告第 233 号 | 転用許可に係る工事の完了報告について |
| 報告第 234 号 | 現況証明願について |
| 報告第 235 号 | 農地法許可の取消し願いについて |
| 報告第 236 号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について |
| 報告第 237 号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 議案第 121 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 122 号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |

8. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 17 期豊見城市農業委員会第 41 回総会を開催いたします。 (午後 4 時 05 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 8 番委員の瀬長輝男委員と第 2 番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 232 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 から 3 ページをご覧ください。 報告第 232 号「農地転用後利用状況の報告について」、今回 9 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上となります。
議長	ただいまの報告第 232 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 233 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 5 ページをご確認ください。 報告第 233 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 233 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 234 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは、議案書の 7 ページをご確認ください。 報告第 234 号「現況証明願について」、今回 8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 234 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 235 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 9 ページをご確認ください。 報告第 235 号「農地法許可の取消し願いについて」、今回 2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上となります。
議長	報告第 235 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 236 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 11 ページをご確認ください。 報告第 236 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 236 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 237 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 13 から 14 ページをご確認ください。 報告第 237 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、今回 12 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上となります。
議長	ただいまの報告第 237 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

事務局

をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に、議案審議に入ります。議案第 121 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをいたします。では、事務局の説明をお願いいたします。

本日、3 条担当の宇地原のほうが研修のため不在なので、私のほうで代わりに説明いたします。

それでは議案第 121 号について説明します。議案書の 15 ページから 26 ページとなります。

それでは、議案書の 16 ページをお開きください。

議案第 121 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、5 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 506 番 1 及び 505 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字平良 405 番 1、405 番 2 及び 409 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 319 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長 807 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 5 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷 303 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。調査結果について、大城委員から報告をお願いします。

大城推進委員

それでは、令和 5 年 9 月 19 日に行いました現地調査の結果について報告しま

す。

整理番号 1 番及び 3 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番、4 番及び 5 番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

議案第 121 号については、1 件ずつ審議します。

初めに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については、許可することに決定しました。

次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番については、許可することに決定しました。

次に、議案第 122 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 28 から 29 ページをご確認ください。

議案第 122 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、7 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして 30 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 212 の 3。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 2 番につきまして 34 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 578 の 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 3 番につきまして 38 ページをお開きください。申請のあった土地は、

豊見城市字長堂 377-1。転用目的は貸駐車場と資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 4 番につきまして 42 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 869 の 8。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 5 番につきまして 46 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字我那覇 652 の 1、654 の 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 6 番につきまして 50 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 515 の 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 7 番につきまして 54 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 275-7。饒波の非農用地区域になります。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休地状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、翁長地区の市街化地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。申請地の一部は既に自動車工場として転用許可済みとなっており、現在工場も稼働している状況となっております。今回の申請は自動車工場の駐車場としての利用となっております。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休地状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、長堂地区の農振農用地地域に近接し、農地の広がり が 10 ha未満の農地となっています。現場は一部造成されており、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、翁長地区の市街化地域に近接し、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の公共施

設等（ここでいうとめぐみの森保育園と豊見城南高校になります）が設置された農地となっております。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状態となっております。現場はすでに造成されており、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番の申請地は、我那覇地区の住宅地域に近接し、那覇空港自動車道名嘉地 IC の出入口から概ね 300m 以内の区域にある農地となっております。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休地状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 6 番の申請地について、与根地区の商業地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40% を超える農地となっております。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休地状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 7 番の申請地について、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（長嶺幼稚園、長嶺小学校）が設置された農地になっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 122 号について、説明は以上となります。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 122 号は 1 件ずつ審議します。

初めに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。當間委員。

4 番委員

5 番の方ですね、レンタカーを置いてあるのですが、職業はコールセンターオンライン部とあるのですが、レンタカー屋さん。(※6 番の間違い)

事務局

一応、レンタカーの許可証も頂いています。

4 番委員	この人はそもそもがレンタカーでということなの。
事務局	そうです。
4 番委員	分かりました。
議長	はい、金城委員。
3 番委員	写真のほうでは所有権移転と書いてあるのですが、この土地は賃貸と書いてあるのかな。
事務局	そうですね、すみません。こちらの航空図面のところでは所有権移転になっていますね。正しくは賃貸借権設定です。申し訳ないです。後で修正いたします。
議長	よろしくお願いします。金城委員、よろしいですか。
3 番委員	はい。
議長	ほかにはいらっしゃいませんか。 これより採決します。 整理番号 5 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 6 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達

することに決定しました。

次に整理番号7番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号7番については、農地法第5条第2項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号7番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和5年9月27日(水)

午後4時35分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

8番委員 瀬長 輝男

2番委員 上原 隆一